

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告示	目次	ページ
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(法制文書課)	一七一
○大沼国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例	(自然環境課)	一七一
○有害興行の指定	(生活文化・青少年室)	一七二
○結核予防法による医療担当機関の指定	(保健予防課)	一七二
○肥料の登録の有効期間の更新	(道産食品安全室)	一七三
○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業	補助対象経費、補助率	
等の決定(農政部所管分 その三)	(農政課)	一七三
○土地改良区の役員就任及び退任の届出	(土地改良指導課)	一七六
○土地改良区の解散による清算法人の役員退任の届出	(土地改良指導課)	一七六
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	一七七
○土地改良区の解散による清算人の退任の届出	(土地改良指導課)	一七七
○土地改良事業の計画変更の同意	(土地改良指導課)	一七八
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	一七八
○公共測量の実施の通知	(建設部総務課)	一七九
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路整備課)	一七九
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路整備課)	一七九
○都市計画事業の認可	(公園下水道課)	一八〇
道教育委員会教育長告示		
○一般競争入札の実施		一八〇
道公安委員会告示		
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示		一八一
道警察本部告示		
○一般競争入札の実施に関する公告		一八三

告示

北海道告示第925号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成十四年五月二十八日 火曜日

平成14年5月28日

北海道知事 堀 達也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
総合文書管理システム整備事業に係る総合文書管理システム設計及び構築業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成14年4月25日

- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 富士電機株式会社
- (2) 住所 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

- 4 随意契約に係る契約金額
84,000,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 6 随意契約によつた理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道総務部法制文書課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第926号

自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第11条第30項の規定により、大沼国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例を次のように定めた。なお、地域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び北海道渡島支庁地域政策部環境生活課に備え付け供覧する。

平成14年5月28日

北海道知事 堀 達也

- 1 適用する地域
(1) 南大沼地区のうち亀田郡七飯町字大沼町及び上軍川の各一部(以下「南大沼地区」という。)
- (2) 西大沼地区のうち亀田郡七飯町字西大沼の一部(以下「西大沼地区」という。)

- 2 許可基準の特例

- (1) 南大沼地区
- ア 南大沼地区において行われる自然公園法施行規則(以下「規則」という。)第11条第4項本文に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは、「第1号

から第5号まで、第7号、第8号及び第11号に掲げるとおり」と読み替える。
 イ 南大沼地区において行われる規則第11条第6項本文に規定する行為については、同項中「第4項第7号及び第9号から第11号まで」とあるのは「第4項第7号及び第11号」と、同項第1号中「13メートル」とあるのは「16メートル」と読み替える。

(2) 西大沼地区

ア 西大沼地区において行われる規則第11条第4項に規定する行為については、同項第9号中「20メートル」とあるのは、「10メートル」と読み替える。
 イ 西大沼地区において行われる規則第11条第6項本文に規定する行為については、同項中「規定の例による」とあるのは、「規定の例による（この場合においては、同項第9号中「20メートル」とあるのは、「10メートル」とする。）」と読み替える。

北海道告示第927号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第117号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成14年5月28日

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	北海道知事堀達也指定の範囲	指定の理由
映画	美人家庭教師	ふくよかな谷間	オーピー映画	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあることを認められるため
同	わいせつ女獣	同	同	
同	天使が僕に恋をした	同	同	

北海道告示第928号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年5月28日

医療機関の名称	開設者	所在地	北海道知事堀達也指定年月日
深川第一病院	医療法人アソニー・デュナソ会	深川市あけぼの町1番1号	平成14.3.1

医療法人前田クリニックサハロクリニック	医療法人前田クリニック	新得町西2条南3丁目2番3	同	14.3.13
スズラン調剤薬局岩内店	株式会社スズラン薬局	岩内町字栄172番地	同	14.3.29
概法華クリニック	清水鉄也	概法華村字浜町171-9	同	14.3.20
保険調剤アツアルファーマシー南店	株式会社創造	帯広市西5条南37丁目2番25号	同	14.4.1
たんばば薬局青柳店	株式会社日高調剤	静内町青柳町1丁目9番17号	同	14.4.3
レインボー薬局大野店	木下康昭	大野町本町20番地	同	14.4.3
札内北クリニック	巾秀俊	幕別町札内共栄町19番5号	同	14.4.4
さかい内科循環器科クリニック	澤井仁郎	帯広市西10条南17丁目1番地	同	14.4.2
緑ヶ丘調剤薬局	有限会社クルーザー	帯広市西10条南17丁目4番地2	同	14.4.2
しみず中央薬局本通店	株式会社メディアック	清水町南1条4丁目2番地4	同	14.4.1
ドレミ調剤薬局野幌店	有限会社エムアンドスリー	江別市野幌東町26番8号	同	14.4.1
吉井調剤薬局長沼店	有限会社吉井龍雲堂	長沼町栄町1丁目2番1号	同	14.4.2
アクト調剤薬局	株式会社アクト	長沼町中央南1丁目6番23号	同	14.4.3
プレイスト調剤薬局	有限会社プレイスト	長沼町銀座南2丁目2番1号	同	14.4.1
鳥取薬局	吉田圭佐	釧路市鳥取大通5丁目3番7号	同	14.4.12
愛光会インター通り小児科	新田温英	伊達市松ヶ枝町30番地8	同	14.4.1
こが医院	古賀敏朗	網走市南5条西2丁目3番地	同	14.3.15
十勝勤医協白樺医院	医療法人十勝勤労者医療協会	帯広市白樺16条西2丁目7	同	14.4.5
あじさい薬局西店	有限会社シヨーケン	帯広市白樺16条西2丁目7番地19	同	14.4.10

ななかまど調剤薬局	有限会社ピーアンドシーすばる	登別市富岸町2丁目2番地21	平成14.4.1	おつきクリニック	五十嵐 大	静内町青柳町1丁目9番18号	同	14.4.23
くるみ調剤薬局	有限会社ピーアンドシーすばる	室蘭市築地町138番地	同	まろにえ薬局	有限会社グーテン	江別市一番町46番8	同	14.4.1
くにもと内科循環器科	國本清治	登別市富岸町2丁目2-20	同	医療法人社団健和会	医療法人社団健和会	富良野市字山部市街地2条通南1丁目7番地	同	14.4.25
タケタ薬局西支店	有限会社タケタ薬局	帯広市西9条南3丁目35番5号	同	医療法人社団丸岡眼科	医療法人社団丸岡眼科	倶知安町北3条西4丁目3番地	同	14.4.26
かわかみ整形外科クリニック	川上義史	帯広市西8条南3丁目2番6号	同	北海道告示第929号	肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。			
深川市立多度志診療所	深川市長	深川市多度志1188番地	同	平成14年5月28日				
医療法人社団みずもと小児科	医療法人社団みずもと小児科	北見市春光町2丁目155-6	同					

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者	住所	登録有効期限
北海道第2708号	炭酸カルシウム肥料	8.0粒状炭酸苦土石灰肥料	53.0	その他の制限事項は	王子緑化株式会社	東京都中央区湊3丁目3番2号	平成20.6.15
北海道告示第930号				平成14年5月28日	北海道知事 堀 達也		
北海道が平成14年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。							

(農政部所管分 その3)		補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1	生産振興総合対策事業 国内農業生産の維持及び増大並びに農業の自然循環機能の維持及び増進を目的として、耕種部門と畜産部門の連携強化により、生産・流通等に係る課題の解決、効率的で生産性の高い畜産				共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第6号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第6号様式	1部 別に指示する日 支庁(2以上)の所管区域に わたり事業を行う	

経営体の育成及び有機性資源の適正処理・循環利用の促進等に必要となる総合的な生産対策を実施するため、予算の範囲内で補助する。

団体において、農政、道産食品、安全室、農業改良、園芸、畜産、酪農、畜産課)

別に指示する様式

(1) 農業生産総合対策事業
市町村
北海道農業協同組合中央会
農業協同組合連合会
農業協同組合
公社
土地改良区
営農集団
知事が適当と認める団体

市町村若しくは知事が適当と認める団体が農業生産総合対策事業を行う場合又は市町村が農業生産総合対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの

(1) 産地シフト推進対策事業費
(2) 消費者・実需者連携促進対策事業費

2分の1以内
2分の1以内

(3) 新技術・新品種導入対策事業費
(4) 農業生産総合対策条件整備事業費

2分の1以内
2分の1以内
(別記1に掲げる場合については、それぞれに掲げる補助率とする。)

(2) 畜産振興総合対策事業

市町村
農業協同組合連合会
農業協同組合
公社
営農集団
知事が適当と認める団体

市町村若しくは知事が適当と認める団体が畜産振興総合対策事業を行う場合又は市町村が畜産振興総合対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの

(1) 農場リーヌ円滑化推進事業費
(2) 肉用牛生産効率化対策事業費

2分の1以内
2分の1以内
(農機具格納庫

		<p>(3) 地域酪農協業法人育成対策事業費 (4) 新生産シナスラ実践施設整備事業費 (5) 飼料対策事業費 (6) 自給飼料利用促進事業費 (7) 酪農経営ゆとり創出推進事業費 (8) めん羊等振興対策事業費 (9) 市町村推進指導事業費</p>	<p>及びこれに附帯する施設は10分の4以内) 2分の1以内 (農機具格納庫及びこれに附帯する施設は10分の4以内) 2分の1以内 (農機具格納庫及びこれに附帯する施設は10分の4以内) 2分の1以内 ただし、推進事務費については、定額</p>				
<p>(3) 耕畜連携・資源循環総合対策事業</p>	<p>市町村 北海道農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 公社 土地改良区 営農集団 知事が適当と認める団体</p>	<p>市町村若しくは知事が適当と認める団体が耕畜連携・資源循環総合対策事業を行う場合又は市町村が耕畜連携・資源循環総合対策事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 資源循環型農業推進総合対策事業費 (2) 食品リサイクル総合対策事業費 (3) 耕種作物活用型飼料増産対策事業費</p>	<p>2分の1以内 (別記2に掲げる場合については、それぞれに掲げる補助率とする。)</p>				

呼 8 3 6 8 第

<p>2 輸入急増農産物対応特別対策事業 野菜の輸入急増に伴い、産地の構造改革を進め、国際競争力のある野菜産地を育成するとともに、産地改革計画の策定及びその実現に向けた生産・流通対策を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 農業協同組合連合会 北海道農業協同組合中央会 農業協同組合 皆農集団 社団法人北海道青果物価格安定基金協会 公社 知事が適当と認める団体</p>	<p>(4) 総合コトラクター育成対策事業費 (5) 地域活性化プラン推進事業費</p>	<p>2分の1以内 2分の1以内</p>	<p>共通第14号様式 共通第18号様式 共通第19号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁(2以上の所管区域にわたる事業を行う団体)については、農政部長(農産園芸課)</p>	
---	---	--	--------------------------	---	---	--	--

報 告 公 報 北

別記1

- 1 稲(種子用を除く。)を対象とした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合及び野菜を対象とする省エネルギー型のモデル温室のうち内部設備を整備する場合は10分の4以内
- 2 乾燥調整施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、乾燥調整後の生産物の処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 3 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 4 野菜を対象とする省エネルギー型のモデル温室のうち温室本体を整備する場合は3分の1以内
- 5 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合は3分の1以内
- 6 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第4条第1項に基づき野菜指定産地の指定要件を満たすことが確実と見込まれる地区又は野菜指定産地として指定されている地区において、当該指定野菜を対象として実施する共同利用施設整備及び共同利用機械整備のうち、知事が別に定める基準に該当する場合は3分の1以内

別記2

- 7 共同利用機械整備のうち、土壌・土層改良用の農業用機械を土壤機能増進対策事業に基づいて不良土壌改善のために導入する場合は3分の1以内
- 別記2
- 1 有機性資源飼料化事業のうち条件整備事業は3分の1以内。ただし、学校給食、食品関連産業等から発生する食品残渣及び事業実施地域で発生する飼料化率の低い資源の飼料化施設については2分の1以内
 - 2 食品リサイクルモデル整備事業の条件整備事業のうち、普及推進タイプ食品循環資源高度利用施設において基本処理施設及び附帯設備又はリサイクル促進施設及び附帯設備を整備する場合は3分の1以内
 - 3 食品リサイクルモデル整備事業の条件整備事業のうち、普及推進タイプ食品循環資源高度利用施設において共通施設及び附帯設備を整備する場合は4分の1以内
- 北海道告示第931号
- 土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の内任及び退任の届出があった。
- 平成14年5月28日
- 北海道知事 堀 達也

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成14. 5. 9	理事	宮谷内留雄	磯谷郡蘭越町蘭越町418番地5
同	同	同	寺尾 久志	字田下114番地
同	同	同	親谷 隆	字三和207番地4
同	同	同	椿 次雄	字富岡457番地15
同	同	同	向田 正幸	名駒町436番地31
同	同	同	松山 廣	字日出220番地
同	同	同	米山 栄藏	字相生157番地
同	同	同	北川 政光	字初田217番地1
同	同	同	大田 文雄	字大谷174番地3
同	同	同	坂野 賢一	字大谷517番地
同	同	監事	細川 良彦	蘭越町278番地2
同	同	同	新井 初男	字吉国28番地1
同	同	同	渡部 喜吉	字御成122番地4
同	同	同	宮谷内留雄	蘭越町418番地5
退任	14. 5. 8	理事	寺尾 久志	字田下114番地
同	同	同	天水 良一	字淀川272番地160
同	同	同	親谷 隆	字三和207番地4
同	同	同	椿 次雄	字富岡457番地15
同	同	同	向田 正幸	字清水102番地
同	同	同	近藤 一祝	字黄金14番地14
同	同	同	米山 栄藏	字相生157番地
同	同	同	北川 政光	字初田217番地1
同	同	同	大田 文雄	字大谷175番地
同	同	監事	中田 正志	字御成196番地2
同	同	同	小澤 良彦	字三和442番地1
同	同	同	細川 良彦	蘭越町278番地2

比布土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成14. 5. 9	理事	今滝 英雄	上川郡比布町北4線13号

同	同	同	佐竹 清	同	北町3丁目4番3号
同	同	同	後藤 政光	同	北5線9号
同	同	同	五十嵐 満	同	北1線2号
同	同	同	林 茂和	同	南1線4号
同	同	同	卷 茂和	同	北6線14号
同	同	同	篠永 昴	同	北1線10号
同	同	同	篠永 英雄	同	北4線13号
就任	14. 5. 8	同	今滝 英雄	同	北町3丁目4番3号
同	同	同	佐竹 清	同	北5線9号
同	同	同	後藤 政光	同	北1線2号
同	同	同	五十嵐 満	同	南1線4号
同	同	同	林 茂和	同	北6線14号
同	同	同	卷 茂和	同	北1線10号
同	同	同	篠永 昴	同	北4線13号
同	同	同	篠永 英雄	同	北町3丁目4番3号

北海道告示第932号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第161項の規定により、清算法人遠軽土地改良区から、次のとおり役員の内退があった。
平成14年5月28日

退任年月日	氏名	理事・監事の別	住 所
平成14. 5. 7	木村 俊晴	監事	紋別郡生田原町字水穂102番地
同	大泉 和久	同	遠軽町字清川1101番地の2

北海道告示第933号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
平成14年5月28日

認可年月日	土地改良区名	北海道知事	堀 達也
平成14.5.17	岩見沢土地改良区		
同	鶴川土地改良区		

北海道告示第934号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第161項の規定により、清算法人遠軽土地改良区から、次のとおり清算人の退任の内退があった。

呼 8 9 3 1 第 報

平成14年5月28日
 退任年月日 氏 名 住 居 所 達 也
 平成14. 5. 7 間 傳 紋別郡生田原町字水穂400番地の6
 同 石 井 孝 一 同 遠軽町大通北6丁目4番地の1
 同 同 岸 浪 重 男 同 字千代田180番地の1
 同 同 伊 藤 裕 樹 同 字清川133番地
 同 同 間 徳 光 同 生田原町字水穂400番地の6
 同 同 村 上 繁 昌 同 字水穂144番地
 同 同 竹 津 博 同 字水穂93番地

北海道告示第935号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成14年5月20日、鹿追町の行う土地改良(美蔓地区基盤整備促進[基盤整備](農道))事業の土地改良事業計画の変更に同意した。
 平成14年5月28日
 北海道知事 堀 達 也

北海道告示第936号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和28年法律第249号)第29条の規定による通知があった。
 平成14年5月28日
 北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 札幌市南区豊滝508の4・小金湯678の2・678の3 (以上場所 3筆国有林)
- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備
 た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在 赤平市幌岡町508 (次の図に示す部分に限る。)
 場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
 た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び赤平市役所に備え

置いて縦覧に供する。)

- 3(1) 解除予定保安林の所在 浜益郡浜益村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 場所
- (2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備
 た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 4(1) 解除予定保安林の所在 樺戸郡浦臼町字ヲソキナイ294の5 (次の図に示す部分に限る。)
 場所
- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備
 た目的
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び浦臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 5(1) 解除予定保安林の所在 中川郡音威子府村字咲来203の3・203の5・203の6 (以上場所 3筆国有林)
- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備
 た目的
- (3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため
- 6(1) 解除予定保安林の所在 中川郡音威子府村字咲来180の6、199の3、203の4、203の7、203の8、205の2、208の5、215の10
- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備
 た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 7(1) 解除予定保安林の所在 常呂郡常呂町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
 た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び常呂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第 937 号

石狩川開発建設部長から、次のおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年 5月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（管内航空写真撮影）
- 2 作業期間 平成14年5月1日から7月31日まで
- 3 作業地域 深川市

北海道告示第 938 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和7年法律第39号）第3条第1項の規定により次のおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成14年 5月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 道路の種類 道道

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 路 線 名 区 区

間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所

旭川 空 港 線 上川郡東神楽町字東神楽10番1276地先（旭川空港敷地界）から

上川郡東神楽町字東神楽666番 5地先まで

上川郡東神楽町字東神楽35番 8地先（旭川空港敷地界）から
上川郡東神楽町字東神楽666番 5地先まで

旭川 幌 加 内 線 旭川市字近文7線 4号5555番 1地先から
旭川市字近文7線 4号1番 2地先まで

旭川市字近文7線 4号1番 2地先から
旭川市字近文8線 3号5622番地先まで

- (2) 路 線 名 小樽港線
- (3) 区 間 小樽市色内2丁目179番 1地先から小樽市堺町 4番 1地先まで

- 2(1) 道路の種類 道道

(2) 路 線 名 小樽海岸公園線

(3) 区 間 小樽市色内2丁目179番 1地先から小樽市色内2丁目183番 1地先まで

- 3(1) 道路の種類 道道

(2) 路 線 名 中央東線

(3) 区 間 室蘭市中島町1丁目14番 1地先から
室蘭市中島町1丁目23番 4地先まで

北海道告示第 939 号

道路法（昭和27年法律第9号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年 5月28日

北海道知事 堀 達 也

後	14.54mから 16.00mまで	563.49m	—
後	20.00mから 20.08mまで	562.17m	—

呼 8 9 6 8 第

北海道告示第 940 号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道網走土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成14年 5月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 紋別都市計画公園事業（9・6・1号遠紋地域道立広域公園）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地 網走市北7条西3丁目 北海道網走土木現業所及び名称
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 紋別市元紋別及び小向地内
 - (2) 使用の部分 紋別市元紋別及び小向地内（河川敷地）

網 走 市 教 育 委 員 会 教 育 長 告 示 第 1 7 号

北海道教育委員会教育長告示第17号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年 5月28日

北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 会計伝票等の印刷（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）で定める様式） 53点
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成14年 7月18日
 - (4) 納 入 場 所 各教育局ほか地方部局等
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第9号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 道内において印刷することが可能なこと。
- 3 仕様説明の場所及び日時 入札説明書交付の場所で行う。
- 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部財務課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館11階 共用会議室
 - (2) 入 札 日 時 平成14年6月12日（水） 午前11時30分
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部財務課
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で行う。
- 8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。
- 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とす。

10 契約書作成の要否

11 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱いは

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁企画総務部財務課
イ 所 在 地 北海道教育庁企画総務部財務課
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-231-4111 内線 35-162

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

豊 公 安 委 員 会 告 示 第 4 9 号

北海道公安委員会告示第49号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行うため、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年5月28日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
代表者の氏名	代表取締役 永野 裕豊

製造又は検査を行う事業所の所在地

遊技機の種類

遊技機の区分

型式名

製造業者名

型式試験番号

検定年月日

検定番号

検定の有効期間

検定申請者の氏名又は名称及び住所

代表者の氏名

製造又は検査を行う事業所の所在地

遊技機の種類

遊技機の区分

型式名

製造業者名

型式試験番号

検定年月日

検定番号

検定の有効期間

検定申請者の氏名又は名称及び住所

代表者の氏名

製造又は検査を行う事業所の所在地

遊技機の種類

遊技機の区分

型式名

製造業者名

型式試験番号

検定年月日

検定番号

検定の有効期間

検定申請者の氏名又は名称及び住所

代表者の氏名

製造又は検査を行う事業所の所在地

遊技機の種類

遊技機の区分

1	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	CRマイドインジャパン遊1	豊丸産業株式会社	20020400	平成14年5月28日	第20020400号	公示の日（平成14年5月28日）から3年間	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	代表取締役 里見 治	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1
2		ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	CR玉緒でトックン!!V	サミー株式会社	20018100	平成14年5月28日	第20018100号	公示の日（平成14年5月28日）から3年間	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	代表取締役 里見 治	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1
3		ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	CRガッチャマンS	サミー株式会社	20016800	平成14年5月28日	第20016800号	公示の日（平成14年5月28日）から3年間	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	代表取締役 里見 治	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1

4	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号口
	型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号口	C R・キングホー助K
概要	製造業者名	株式会社平和	
	型式試験番号	22018400	
検定年月日	平成14年5月28日		
検定番号	第22018400号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月28日)から3年間		
5	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	C Rピーマソックス1
概要	製造業者名	京楽産業株式会社	
	型式試験番号	20021100	
検定年月日	平成14年5月28日		
検定番号	第20021100号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月28日)から3年間		
6	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	サンユウシ
概要	製造業者名	株式会社アリアストクラートテクノロジーズ	
	型式試験番号		

7	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	ライライゴケウ
概要	製造業者名	株式会社エレコ	
	型式試験番号	24011300	
検定年月日	平成14年5月28日		
検定番号	第24011300号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月28日)から3年間		
8	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	メガダイヤ
概要	製造業者名	株式会社大都技研	
	型式試験番号	24005900	
検定年月日	平成14年5月28日		
検定番号	第24005900号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月28日)から3年間		
9	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号
概要	製造業者名	株式会社大都技研	
	型式試験番号	24005900	
検定年月日	平成14年5月28日		
検定番号	第24005900号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月28日)から3年間		
10	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	回胴式遊技機
概要	製造業者名	株式会社大都技研	
	型式試験番号	24005900	
検定年月日	平成14年5月28日		
検定番号	第24005900号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年5月28日)から3年間		

9	型式名	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	エチゴヤ2	
概要	製造業者名	株式会社大都技研	
	型式試験番号	24010200	
検定年月日	平成14年5月28日		
検定番号	第24010200号		
検定の有効期間	公示の日（平成14年5月28日）から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号 株式会社大都技研		
代表者の氏名	代表取締役 木原 海俊		
製造又は検査を行う事業所の所在地	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号		
型式名	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
概要	製造業者名	メガダイヤ30	
	型式試験番号	株式会社大都技研 24006500	
検定年月日	平成14年5月28日		
検定番号	第24006500号		
検定の有効期間	公示の日（平成14年5月28日）から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鳴付町一丁目22番地 株式会社大一商会		
代表者の氏名	代表取締役 市原 茂		
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
型式名	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
概要	製造業者名	CRトラムツク麻雀	
	型式試験番号	株式会社大一商会 20019600	
検定年月日	平成14年5月28日		
検定番号	第20019600号		
検定の有効期間	公示の日（平成14年5月28日）から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エスエス		
代表者の氏名	代表取締役 福田 貞夫		

12	型式名	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ケイソソレバソナR	
概要	製造業者名	株式会社エレコ	
	型式試験番号	24016100	
検定年月日	平成14年5月28日		
検定番号	第24016100号		
検定の有効期間	公示の日（平成14年5月28日）から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都千代田区東神田二丁目5番12号 株式会社アリストクラノロジーズ		
代表者の氏名	代表取締役 加茂 隆曹		
製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1 埼玉県上尾市大字小敷谷字天久保600		
型式名	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
概要	製造業者名	パケレツオウ	
	型式試験番号	株式会社アリストクラノロジーズ 24014600	
検定年月日	平成14年5月28日		
検定番号	第24014600号		
検定の有効期間	公示の日（平成14年5月28日）から3年間		

捜査手続書

北海道警察本部告示第83号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年5月28日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
鑑識車 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

叩8981368

弊 公 限 有 限 公 司

- (3) 納 入 期 日 平成14年9月27日
- (4) 納 入 場 所 北海道警察本部
- 2 入札に参加する者に必要な資格次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年5月28日から6月11日まで
 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部1階入札会場

(2) 入 札 日 時 平成14年6月14日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便等による入札

- (1) 郵便による入札は、認めない。
- (2) 電報による入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。